豊田市農業委員会議事録

令和８年８月26日、豊田市農業委員会長 杉浦俊雄は、令和８年８月度農業委員会総会を豊田市役所東庁舎７階 東大会議室３に招集した。

＜会議に付した議案＞
議案第57号　農地法第３条の規定による許可について
議案第58号　農地法第４条の規定による許可申請について
議案第59号　農地法第５条の規定による許可申請について
議案第60号　農地法第５条事業計画変更申請について
議案第61号　生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明について
議案第62号　相続税の納税猶予に関する適格者証明願について
議案第63号　農用地利用集積等促進計画案に対する意見について
議案第64号　農用地利用集積等促進計画を定めることの要請について

＜報告事項＞
非農地判断について
農地法第18条第６項の規定による通知書受理について
農地法第４条第１項第７号の規定による農地転用届出書受理について
農地法第５条第１項第６号の規定による農地転用届出書受理について

＜出席委員＞（16名）

1番	菅沼　　浩
3番	中川　　豊
5番	中根　敏明
6番	杉浦　俊雄
7番	萩野　重正
8番	石川　文志
9番	梅村　逸次
10番	水嶋　　広
11番	丹羽　勝彦
12番	伊藤喜代司
14番	永井　久司
15番	加知　　満
16番	伊藤　政和
17番	倉地　雅博
18番	林　　如実
19番	杉田　雅子

＜欠席委員＞（３名）

2番	築山　正樹
4番	深津　益章
13番	梅村　貢司

＜説明員＞

農業委員会事務局

事務局長	尾形　　洋
副主幹	中根　紘子
担当長	杉本　一浩
主　査	佐藤　伸宏
主　査	井上　貴道
主　査	小川　宗高
主　事	長谷川賢斗
書　記	藤田　仁菜

農政企画課

主　査	佐藤　伸宏	(兼)農業委員会事務局

（開会　午後２時 00 分）

事務局　　豊田市農業委員会会議規則第４条により、会長に議長をお願いいたします。

議長　　それでは、ただいまより、豊田市農業委員会総会を開催いたします。 出席状況について、事務局より報告を求めます。

事務局　　本日の欠席委員は、２番築山正樹委員、４番深津益章委員、13 番梅村貢司委員の３名です。委員の半数以上の出席を得ておりますので、本総会が成立いたしておりますことをご報告いたします。

議長　　ここで、本日の議事録署名者２名を指名させていただきます。３番中川豊委員、５番中根敏明委員、以上の２名の委員にお願いいたします。

議長　　本日の提出議案は、議案第 57 号から第 64 号までの審議案件８件と、その他の報告案件４件です。それでは、順次議題を上程させていただきます。

議長　　令和８年議案第 57 号「農地法第３条の規定による許可について」、事務局の説明を求めます。

事務局　　令和８年議案第 57 号「農地法第３条の規定による許可について」、詳細はお手元にある議案をご覧ください。
65 番広川町の件、担当推進委員の神谷（剛）委員からは問題ない旨ご意見をいただいております。
66 番手呂町の件、担当推進委員の天野（芳）委員からは問題ない旨ご意見をいただいております。
67 番堤町の件、担当推進委員の石川委員からは問題ない旨ご意見をいただいております。
68 番本町の件、担当推進委員の石川委員からは問題ない旨ご意見をいただいております。
69 番乙部町の件、担当推進委員の磯谷委員からは問題ない旨ご意見をいただいております。
70 番芳友町の件、担当推進委員の田中（新）委員からは問題ない旨ご意見をいただいております。
71 番西中山町の件、担当推進委員の宇佐美委員からは問題ない旨ご意見をいただいております。
以上読み上げました案件につきまして、農地法第３条第２項各号の不許可の条文に該当しないことを確認しております。以上です。

議長　　事務局の説明並びに地区担当推進委員の意見が終わりました。
ここで、委員の皆さんのご質問並びにご意見を伺います。

（会場声なし）

議長　　特に、ご意見等も無いようですので、採決をいたします。
議案第 57 号で上程されました７件について、賛成の委員は、挙手をお願いします。

（賛成者挙手）

議長　　挙手多数と認めます。
よって、議案第 57 号は「承認決定」されました。

議長　　令和８年議案第 58 号「農地法第４条の規定による許可申請について」、事務局の説明を求めます。

事務局　令和８年議案第 58 号「農地法第４条の規定による許可申請について」、立地基準・許可基準について述べさせていただきます。
8 番鴛鴨町の件、自己用住宅です。第３種農地です。判断基準は、街区に占める宅地の割合が 40%を超えている区域にある農地です。許可基準は、第３種農地につき許可できる。に該当します。なお、本件につきましては担当の深津委員はご欠席ですが、事前に問題ない旨ご意見を頂戴しておりますので、ご報告いたします。

事務局　なお、一般基準については、問題ない旨を既に確認しております。以上です。

議長　　事務局の説明並びに地区担当委員の意見を頂きました。
ここで、委員の皆さんのご質問並びにご意見を伺います。

（会場声なし）

議長　　特に、ご意見等も無いようですので、採決をいたします。
議案第 58 号で上程されました１件について、賛成の委員は、挙手をお願いします。

（賛成者挙手）

議長　　挙手多数と認めます。
よって、議案第 58 号は「適当である旨」承認されました。

議長　　令和８年議案第 59 号「農地法第５条の規定による許可申請について」、事務局の説明を求めます。

事務局　令和８年議案第 59 号「農地法第５条の規定による許可申請について」、立地基準・許可基準について述べさせていただきます。

事務局　128 番本新町の件、自己用住宅です。第３種農地です。判断基準は、街区

に占める宅地の割合が 40%を超えている区域にある農地です。許可基準は、第３種農地につき許可できる。に該当します。なお、本案件は始末書案件であり、平成 15 年頃から先代土地所有者が共同住宅を建築し、使用していたため始末書が提出されています。

菅沼委員、お願いします。

菅沼委員　はい、問題ありません。

事務局　ありがとうございます。

129 番古瀬間町の件、分家住宅です。第２種農地です。判断基準は、相当数の街区を形成している区域にある農地です。許可基準は、住宅その他申請地周辺居住者の日常生活上・業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものと認められるため、許可できる。に該当します。

続きまして、

130 番志賀町の件、農地改良（嵩上げ）です。一時転用です。農用地区域農地です。判断基準は、農業振興地域整備計画において、農用地等として定められた土地の区域内にある農地です。許可基準は、申請地を一時的な利用に供するために行うものであって、農業振興地域整備計画の達成に支障を及ぼすおそれがないと認められるため、許可できる。に該当します。

続きまして、

131 番岩滝町の件、分家住宅です。第２種農地です。判断基準は、他のいずれの農地区分にも該当しない農地です。許可基準は、住宅その他申請地周辺居住者の日常生活上・業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものと認められるため、許可できる。に該当します。

以上３件につきましては担当の築山委員はご欠席ですが、事前に問題ない旨ご意見を頂戴しておりますので、ご報告いたします。

132 番畝部西町の件、住宅敷地増しです。第３種農地です。判断基準は、水管、下水管、ガス管のうち２種類以上が埋設されている幅員４ｍ以上の道路の沿道区域で、おおむね 500 メートル以内に２以上の教育、医療、その他の公共施設がある区域内にある農地です。許可基準は、第３種農地につき許可できる。に該当します。

続きまして、

133 番畝部東町の件、自己用住宅です。第３種農地です。判断基準は、街区に占める宅地の割合が 40%を超えている区域にある農地です。許可基準は、第３種農地につき許可できる。に該当します。

中川委員、お願いします。

中川委員　はい、２件とも問題ありません。

事務局　134 番高岡町の件、駐車場です。第１種農地です。判断基準は、おおむね

10ha 以上の規模の一団の農地です。許可基準は、拡張部分の面積が既存施設の敷地面積の 1/2 を超えない計画であるものと認められるため、許可できる。に該当します。なお、本案件は始末書案件であり、令和３年頃から土地所有者が資材置き場として賃貸していたため始末書が提出されています。

杉浦委員、お願いします。

杉浦委員　特に異議はありません。

事務局　ありがとうございます。

135 番若林西町の件、粘土採掘・残土処分場です。一時転用です。農用地区域農地です。判断基準は、農業振興地域整備計画において、農用地等として定められた土地の区域内にある農地です。許可基準は、申請地を一時的な利用に供するために行うものであって、農業振興地域整備計画の達成に支障を及ぼすおそれがないと認められるため、許可できる。に該当します。

萩野委員、お願いします。

萩野委員　問題ありません。

続きまして、136 番保見町の件、自己用住宅です。第３種農地です。判断基準は、街区に占める宅地の割合が 40%を超えている区域にある農地です。許可基準は、第３種農地につき許可できる。に該当します。

水嶋委員、お願いします。

水嶋委員　はい、問題ありません。

事務局　ありがとうございます。

137 番勘八町の件、駐車場です。第２種農地です。判断基準は、他のいずれの農地区分にも該当しない農地です。許可基準は、住宅その他申請地周辺居住者の日常生活上・業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものと認められるため、許可できる。に該当します。

続きまして、

138 番勘八町の件、自己用住宅です。第２種農地です。判断基準は、他のいずれの農地区分にも該当しない農地です。許可基準は、住宅その他申請地周辺居住者の日常生活上・業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものと認められるため、許可できる。に該当します。

続きまして、

139 番勘八町の件、自己用住宅です。第２種農地です。判断基準は、他のいずれの農地区分にも該当しない農地です。許可基準は、住宅その他申請地周辺居住者の日常生活上・業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものと認められるため、許可できる。に該当します。

丹羽委員、お願いします。

丹羽委員　はい、問題ありません。

事務局　ありがとうございます。

140 番迫町の件、都市ガス整圧器です。第２種農地です。判断基準は、他のいずれの農地区分にも該当しない農地です。許可基準は、住宅その他申請地周辺居住者の日常生活上・業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものと認められるため、許可できる。に該当します。なお、本件につきましては担当の梅村貢司委員はご欠席ですが、事前に問題ない旨ご意見を頂戴しておりますので、ご報告いたします。

事務局　なお、一般基準については、全ての案件について問題ない旨を既に確認しております。以上です。

議長　事務局の説明並びに地区担当委員の意見をいただきました。

ここで、委員の皆さんのご質問並びにご意見を伺います。

（会場声無し）

議長　特にご意見等も無いようですので、採決をいたします。

議案第 59 号で上程されました 13 件について、賛成の委員は、挙手をお願いします。

（賛成者挙手）

議長　挙手多数と認めます。

よって、議案第 59 号は「適当である旨」承認されました。

議長　令和８年議案第 60 号「農地法第５条事業計画変更申請承認について」、事務局の説明を求めます。

事務局　令和８年議案第 60 号「農地法第５条事業計画変更申請について」

８番御船町の件、変更内容は事業者の変更です。

本件は、令和８年５月２７日付で第５条の転用許可を得ました。

当初は譲受人２名による計画でありましたが、土地所有権を単独名義とすることに伴い、農地転用許可の譲受人についても単独に変更する必要が生じたため、譲受人を変更する事業計画変更承認願いが提出されたものになります。

梅村逸次委員お願いします。

梅村（逸）委員　はい、異議ありません。

事務局　ありがとうございます。以上です。

議長　事務局の説明並びに地区担当委員の意見を頂きました。

ここで、委員の皆さんのご質問並びにご意見を伺います。

（会場声なし）

議長　　特に、ご意見等も無いようですので、採決をいたします。
議案第 60 号で上程されました審議案件１件について、賛成の委員は、挙手をお願いします。

（賛成者挙手）

議長　　挙手多数と認めます。
よって、議案第 60 号は「適当である旨」承認されました。

議長　　令和８年議案第 61 号「生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明について」、事務局の説明を求めます。

事務局　令和８年議案第 61 号「生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明について」
１番鵜ケ瀬町の件、主たる従事者の故障のためです。担当推進委員の佐藤委員からは、証明について問題ない旨ご意見をいただいております。
以上読み上げました案件に付きまして、生産緑地法第１０条の要件を満たしていることを確認しております。以上です。

議長　　事務局の説明並びに地区担当推進委員の意見が終わりました。
ここで、委員の皆さんのご質問並びにご意見を伺います。

（会場声なし）

議長　　特に、ご意見等も無いようですので、採決をいたします。
議案第 61 号で上程されました１件について、
賛成の委員は、挙手をお願いします。

（賛成者挙手）

議長　　挙手多数と認めます。
よって、議案第 61 号は「承認決定」されました。

議長　　令和８年議案第 62 号「相続税の納税猶予に関する適格者証明願について」、事務局の説明を求めます。

事務局　令和８年議案第 62 号「相続税の納税猶予に関する適格者証明願について」
７番、新生町の件。担当推進委員の神谷（春）委員から証明について問題ない旨ご意見をいただいております。
８番、上丘町の件。担当推進委員の石川委員から証明について問題ない旨ご意見をいただいております。
以上です。

議長　　事務局の説明並びに地区担当推進委員の意見が終わりました。
ここで、委員の皆さんのご質問並びにご意見を伺います。

（会場声なし）

議長　　特に、ご意見等も無いようですので、採決をいたします。
議案第 62 号で上程されました２件について、賛成の委員は、挙手をお願いします。

（賛成者挙手）

議長　　挙手多数と認めます。
よって、議案第 62 号は「承認決定」されました。

議長　　令和８年議案第 63 号「農用地利用集積等促進計画案に対する意見について」、農政企画課の説明を求めます。

農政企画課　農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第３項の規定に基づき、農用地利用集積等促進計画案について、別紙のとおり意見を求めます。
今回、ご意見をいただくものは、地域計画内で令和８年 10 月１日から貸借が開始されるものです。
資料は２種類あります。11－１ページ、議案第 63 号資料①は利用権設定の総括表です。11－２ページから 11－３ページ、議案第 63 号資料②は、１筆ごとの情報を全件示したものです。
ここでは、11－１ページ、議案第 63 号資料①利用権設定の総括表でご説明させていただきます。総括表の左に書かれているのが貸借終期です。貸借始期はいずれも令和８年 10 月１日ですが、貸借の終期がそれぞれ異なっています。今回は、総括表の一番下の総数のとおり、35 筆、44,869 ㎡の利用権を設定するものです。以上です。

議長　　農政企画課の説明が終わりました。
ここで、委員の皆さんのご質問並びにご意見を伺います。

（会場声なし）

議長　　特に、ご意見等も無いようですので、採決をいたします。
議案第 63 号で上程されました件について、計画案に賛成の委員は、挙手をお願いします。

（賛成者挙手）

議長　　挙手多数と認めます。
よって、議案第 63 号は「意見なし」として答申します。

議長　　令和８年議案第 64 号「農用地利用集積等促進計画を定めることの要請について」、事務局の説明を求めます。

事務局　議案第 63 号は、地域計画区域内の利用権設定でしたが、議案第 64 号は地域計画区域外の利用権設定です。
今回、地域計画の区域外で利用権設定の申し出があったため、農地中間管

理事業の推進に関する法律第 18 条第 11 項の規定に基づき、農地中間管理機構へ農用地利用集積等促進計画を定めることを要請します。
今回、ご審議いただくのは、地域計画外で令和８年 10 月１日から貸借が開始されるものです。
資料は２種類あります。12－１ページ、議案第 64 号資料①は利用権設定の総括表です。12－２ページから 12－４ページ、議案第 64 号資料②は１筆ごとの情報を全件示したものです。
ここでは、12－１ページ、議案第 64 号資料①利用権設定の総括表でご説明させていただきます。総括表の左に書かれているのが貸借終期です。貸借始期はいずれも令和８年 10 月１日ですが、貸借の終期がそれぞれ異なっています。今回は、総括表の一番下の総数のとおり、46 筆、35,294 ㎡の利用権を設定するものです。
なお、この内容につきまして、事前に豊田市に対し意見聴取を行い、「意見なし」との回答を得ております。
以上です。

議長　事務局の説明が終わりました。
ここで、委員の皆さんのご質問並びにご意見を伺います。

（会場声なし）

議長　特に、ご意見等も無いようですので、採決をいたします。
議案第 64 号で上程されました件について、賛成の委員は、挙手をお願いします。

（賛成者挙手）

議長　挙手多数と認めます。
よって、議案第 64 号は「承認決定」されました。

議長　報告案件について、事務局より説明をお願いします。

事務局　議案書 13 ページ、13－１、13－２ページをご覧ください。
報告、「非農地判断について」、です。
こちらの報告案件は、農地所有者による「非農地確認願」の申請に基づき、事務局で別紙のとおり現況確認を行った結果、農地法第２条第１項に規定する「農地」に該当しないと判断しましたことを報告いたします。
14 ページをご覧ください。
報告、「農地法第 18 条第６項の規定による通知書受理書について」、35 番西新町の案件から、17 ページをご覧ください。47 番高岡町の案件までの 13 件について、いずれも賃貸借権の合意解約につき、既に事務局で受理していることを報告いたします。

続いて、議案 18 ページをご覧ください。
報告、「農地法第４条第 1 項第７号の規定による農地転用届出書受理について」、45 番花園町の自己用住宅の案件から、48 番平戸橋町の自己用住宅の案件までの４件について、いずれも市街化区域内農地の転用につき、既に事務局で受理していることを報告いたします。
続いて、議案 19 ページをご覧ください。
報告、「農地法第５条第 1 項第６号の規定による農地転用届出書受理について」、93 番下市場町の建売住宅の案件から、22 ページをご覧ください。
107 番鴛鴨町の倉庫の案件までの 15 件について、いずれも市街化区域内農地の転用につき、既に事務局で受理していることを報告いたします。
以上です。

議長　　これで、本日の全議案の審議を終了いたしました。
慎重審議いただき、誠にありがとうございました。

閉会（午後２時 21 分）